

[市民自治] 基本計画の施策表

章	節	項	細項目	担当課	ページ
市 民 自 治	市民参加	広報活動の充 実	広報の充実	秘書広報課	238
			情報化対応の推進	秘書広報課	238
		広聴活動の充 実	市民意識調査の実施	秘書広報課	240
			相談業務の充実	生活課	240
		市民参加の促進	市民の行政参加機会の充実	秘書広報課	242
	コミュニ ティ活動	コミュニティ 活動の促進	コミュニティ活動の育成と地域コミュニティ	総務課	243
			施設の整備充実		
	適切な行 政管理の充 実 財政運営	行政管理の充 実	組織機構の確立	総務課	245
			人事管理の適正化	職員課	245
			文書管理の適正化	総務課	245
			情報公開の適正な運用	総務課	245
			行政事務ネットワークの構築	総務課	245
		計画行政の推 進	計画の策定	企画政策課	250
			行政評価システムの導入・運用	企画政策課	250
		財政運営の推 進	財源の充実・強化	市民税課・資産税課・収税課	251
			計画的財政運営の確立	財政課	251
		行政拠点の整 備	本納支所の整備	本納支所	253
			公共施設の計画的維持管理の推進	企画政策課	253
			国機関の集約	企画政策課	253
			旧庁舎周辺の整備	管財課	253
		時代潮流にあ わせた行政の 推進	行政の文化化	企画政策課	255
			ボランティア活動等の促進	生活課	255
			官民協力体制の整備（PFI等）	企画政策課	255
	行財政改革の推進		総務課	255	
	地方分権の推進		企画政策課	255	
	広域行政 (連携)	広域行政（連 携）の推進	周辺自治体との協力推進	企画政策課	258
			地方拠点都市地域の整備	企画政策課	258

第1節 市民参加

[第1項]

広報活動の充実

現況と課題

■広報の充実

現在、市民への情報提供は、広報紙や市勢要覧など紙面による広報活動のほか、テレホンサービスや電光掲示板などの方法によって行っています。行政が複雑多岐にわたり、市民ニーズも多様化する現代社会においては、的確な情報を迅速に幅広く提供し、理解と関心を深め、市民の参加を促すための広報活動が必要です。

広報紙は、情報量の増加に伴い月2回発行し、新鮮な情報提供に努めるとともに情報を迅速に各家庭に伝達するため、新聞折り込みで配布しています。新聞未購読世帯に対しては、各公共施設に広報紙を配置するとともに、希望者には郵送で対応をしてい

ますが、現在、折り込みをしていない新聞にも折り込みを検討していく必要があります。

■情報化対応の推進

高度情報化社会に対応するため、インターネットの接続やホームページを開設して、市のPRを行っています。また、市への届け出や手続きの方法などを24時間いつでも音声で聞くことができる「テレホンガイドもばら」を設置して市民サービスを行っています。

多様化・高度化する地域社会の要望に対応するため、マルチメディアの活用などを推進していく必要があります。

●広報活動の推移

年度	区分	広報もばら		テレホンサービス 利用件数
		年間ページ数	月平均ページ数	
7		284	23.6	1,582
8		324	27.0	1,482
9		298	24.8	1,294
10		308	25.6	1,246
11		318	26.5	1,248

※平成11年8月より「テレホンガイドもばら」に移行

基本方針

市民の市政への参加意識を高めるためには、市政の現状や目標などについての情報提供が必要です。情報提供の媒体である、広報紙の充実に努めるとともに、マルチメディアの活用を推進していきます。

◆ 施策体系



事業計画

■ 広報の充実

紙面による広報活動については、読まれる広報紙、親しまれる広報紙を目指し、多色刷りや内容の充実に努め、情報を迅速にしかも各家庭に公平に伝達するため、新聞折り込みの一層の推進を図ります。

また、インターネットを利用し情報収集に努め、ホームページ、テレホンサービスの充実に努めるとともに電光掲示板を利用した広報活動などで、市政の

PRに努めます。

■ 情報化対応の推進

市民ニーズがより多様化・高度化し、情報の選択性向上が求められるため、情報公開の推進とあわせて、マルチメディアなどの新しい広報媒体の利用を推進します。

主要事業

- ・ インターネットを活用した広報活動の充実

広聴活動の充実

現況と課題

■市民意識調査の実施

市民のライフスタイルの変化、価値観の多様化等により、市政に対する要望も複雑化・高度化しています。このような中、市民が今、茂原市をどう感じ、何を求め、何を望んでいるかを把握するため、必要に応じて意識調査を実施しています。

今後、より一層の計画的・効率的な行政運営の確立を図るため、さらには新たな時代の潮流を的確にとらえたまちづくりを進めるため、定期的な調査が

必要となります。

■相談業務の充実

多様化・高度化する市民の相談等に対処するため、市民相談員を配置し、また、無料法律相談、人権行政相談、交通事故相談を開催しています。

市民からの相談等について、速やかにまた適切に対応できるよう各種相談業務の充実を図ることが必要です。

●広聴活動の推移

年度	区分	各種相談	
		市民相談件数	法律相談件数
7		283	160
8		447	165
9		472	164
10		389	177
11		294	182

基本方針

1. 市民参加の推進を図るため、より多くの機会、場所をとらえて市民の行政に対する意見等を的確に把握するよう努めます。
2. 市民からの相談等について、速やかにまた適切に対応できるよう各種相談業務の充実を図ります。

◆施策体系



事業計画

■市民意識調査の実施

市民各層の意識・要望を集約、解析することにより、市の現状や課題を把握し、行政運営や企画立案の基礎資料とするため、定期的に市民意識調査を実施していきます。

■相談業務の充実

多様化・高度化する相談等について、速やかにまた適切に対応できるよう相談回数の増加を図ります。

主要事業

- ・市民意識調査の実施

市民参加の促進

現況と課題

■市民の行政参加機会の充実

市民各層の意見や要望等を市政に反映させるため、市長への手紙や市政モニター*を設けるとともに、市長と話し合う会や各種団体等との座談会を開催し、市民の参加を推進しています。

しかし、参加者が各種団体役員や家庭にいる人等に片寄る傾向にあるため、今後、より幅広い市民の参加が可能となる方法に改善するとともに、市民の意識や意向を正しく把握し、その声を行政に的確・迅速に反映させる必要があります。

●市民参加

年度	区分	市長と話し合う会	
		回数	参加者
7		5	471
8		5	431
9		5	405
10		5	362
11		5	337

基本方針

市民参加の促進を図るため、より多くの機会、場所をとらえて市民の行政に対する意見等を的確に把握するように努めます。

◆施策体系

市民参加の促進

市民の行政参加機会の充実

事業計画

■市民の行政参加機会の充実

市民のもつ創意と活力を行政に反映させるため、市長への手紙や市政モニター制度の有効活用を図るとともに、マルチメディアを活用した市民の行政参

加機会の充実に努めます。

また、市民各層の参加による市長と話し合う会や各種団体との懇談会を開催し、開かれた市政運営を推進します。

第2節 コミュニティ活動*

[第1項]

コミュニティ活動の促進

現況と課題

■コミュニティ活動の育成と地域コミュニティ施設の整備充実

地域で活動する市民が環境美化、自主防災活動、高齢社会における地域福祉活動やレクリエーション等、共通の活動を通し、様々な形で地域の課題や問題に主体的に取り組んでいくことは、日常生活をより豊かで快適に暮らしていくために欠くことのできないものです。コミュニティはこうした活動を行う地域の人々のつながりであり、「魅力あるまち」「住んでいたいまち」を創造するために、きわめて大きな役割を果たすものといえます。

本市では、これらを踏まえ地域の特色を生かしながら、人と人とのふれあいや連帯感を育むことを目指しています。この実現を図るため、コミュニティ

活動活性化推進事業により地域住民の積極的な参加のもと、地域の実情に即した施策を計画的に実施し、多くの地域で実績を上げています。また、自治会単位での地域や旧町村単位の9地区において、コミュニティ活動の拠点として、集会施設の整備をはじめ、各種の公共施設の整備に努めており、多くの市民に利用されています。

今後、コミュニティ活動が活発に行われる環境づくりを進めるとともに、活動の核となる自治会活動等の活発化に向けての支援に努める必要があります。

さらに、多様な市民ニーズにこたえるため、地域の中で効率的な整備ができるよう努めていく必要があります。

●自治会の推移

各年4月1日現在

年	区分	全世帯数	自治会数	加入世帯数
8		31,351	251	25,860
9		31,904	250	25,586
10		32,435	251	25,629
11		32,962	251	25,639
12		33,558	251	25,726

基本方針

市民一人ひとりが自らの地域は自らがつくるという自覚をもち、行政と地域や、地域と地域が互いに協力し、連携できるコミュニティの育成に努めます。

さらに、活動の拠点となる施設の整備を進め、コミュニティ活動の振興を図ります。

◆ 施策体系

コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動の育成と地域コミュニティ施設の整備充実

事業計画

■ コミュニティ活動の育成と地域コミュニティ施設の整備充実

1. コミュニティ活動の育成

- (1) 地域住民がお互いに理解を深め、積極的にふれあう機会をつくと同時に、生活環境をよりよくしていくために、その地域の課題に対応できる組織の確立について支援します。また、活動についても支援し、その充実を図ります。
- (2) 指導者の人材の発掘ができる受け皿づくり

などの条件整備に努めるとともに、地域の実態に精通し、活動の推進力となれるような指導者の育成に努めます。

2. 地域コミュニティ施設の整備充実

- (1) 地域の特色と既存施設の配置状況を考慮し、自治会単位の地区施設と旧町村単位での中核施設を整備します。
- (2) 学校を地域住民の学習活動の場、さらにはコミュニティ関連施設として位置づけ、地域社会に開放できるよう機能整備を進めます。

主要事業

- ・ 集会所整備



[第1項]

行政管理の充実

現況と課題

■組織機構の確立

社会経済の進展に伴う行政需要の多様化に対応するため、昭和45年に部制を施行し、その後、逐次機構改革を実施しています。

特に平成4年には行政組織条例、同規則を制定し、総合調整を総務部所管とするとともに、計画と財政の整合を図るための企画財政部の設置や各部主管課の設置を行い、全般的管理体制と部門管理体制の整備を図りました。

また、平成8年には、民生部と環境経済部を再編し、市民の日常生活に関する事務を扱う部署として市民環境部を、市民の福祉、健康に関する事務を扱う部署として健康福祉部を、産業行政に関する事務を扱う部署として経済部を設置しました。

今後は、情報化、国際化や少子高齢化など社会状況の変化、さらには地方自身が独自の政策を形成する時代の要請に柔軟に対応できるよう、組織の整備を図る必要があります。

■人事管理の適正化

少子高齢化、情報化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など、行政を取り巻く社会経済環境が大きく変化しつつある一方、地方分権の推進が実行の段階に至り、地方自治は新しい時代を迎えようとしています。

このような状況に的確に対応するためには、職員的能力、資質の一層の向上を図るとともに、合理的かつ効率的な職員配置に努める必要があります。

■文書管理の適正化

ファイリングシステム*の導入により、文書の整理、保存、廃棄に至るまでをシステム化し、事務効率の向上と良好な執務環境の維持に努めています。

今後は、パソコンなどOA機器の普及に対応した電磁的情報の管理方法について検討する必要があります。

■情報公開の適正な運用

市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現に向けて平成11年度から公文書公開条例と個人情報保護条例を施行しました。

今後、地方分権を推進していくうえでも情報公開制度の適正な運用は、その基礎をなす重要なものであり、会議の公開などを含めた総合的な制度の確立を図る必要があります。

■行政事務ネットワークの構築

高度情報化社会の著しい進展の中、事務の効率化、市民サービスの向上を目指し、市庁舎内LAN*の構築を図り、税務、住民記録、財務会計等の個々の業務について、逐次OA化を進め行政事務のネットワーク化*を図りながら、総合行政情報システムの整備を進めています。

今後は、既存のLAN活用による行政事務の一層のOA化を図るとともに未整備部分の整備を推進し、さらに、本庁と出先機関とのネットワーク化を図る必要があります。

●行政組織の推移（市長事務部局）

	部	課	室	係	備考
昭和27年4月	—	10	—	33	市制施行
昭和45年10月	5	17	—	51	部制施行
昭和51年10月	6	26	—	75	民生経済部を分割 (民生部・環境経済部)
昭和55年10月	6	28	—	83	建設部を分割 (土木部・都市部)
昭和61年4月	6	28	—	76 (1)	勤労者体育センター設置 企画課を企画調整課に変更 担当制導入
平成2年4月	6	29	4	79 (2)	河川排水課設置、新庁舎・美術館建設準備室設置
平成4年7月	6	29	10	86 (4)	行政組織条例・同規則制定 市長公室廃止、企画財政部設置
平成5年4月	6	28	11	84 (3)	再開発課廃止 都市再開発室設置
平成6年4月	6	29	12	83 (3)	税務課を分割 広域幹線道路対策室設置 高齢者福祉推進室設置
平成7年4月	6	29	15	81 (3)	防災対策室設置 豊田福祉センター設置 赤目川整備推進班設置
平成8年4月	7	32	13	81 (4)	民生部・環境経済部を再編 (市民環境部・経済部・健康福祉部)
平成8年12月	7	32	14	81 (4)	激甚災害対策班設置
平成9年4月	7	32	16	80 (3)	行政改革推進班設置 内水対策班設置
平成10年5月	7	33	16	81 (3)	建築指導課設置
平成11年4月	7	33	18	81 (3)	介護保険室設置 二宮福祉センター設置
平成12年7月	7	33	15	83 (4)	国保年金課国民健康保険係を分割 (管理係・賦課係)

1. 本市組織の基本的構成 部一課一室一係（H4. 7～）
2. 部には水道部（S55. 6まで）、市長公室（H4. 6まで）を含む。
3. 課には支所、会計課（出納室）を含む。
4. 係の（ ）内は担当の数内書

●職員数の推移

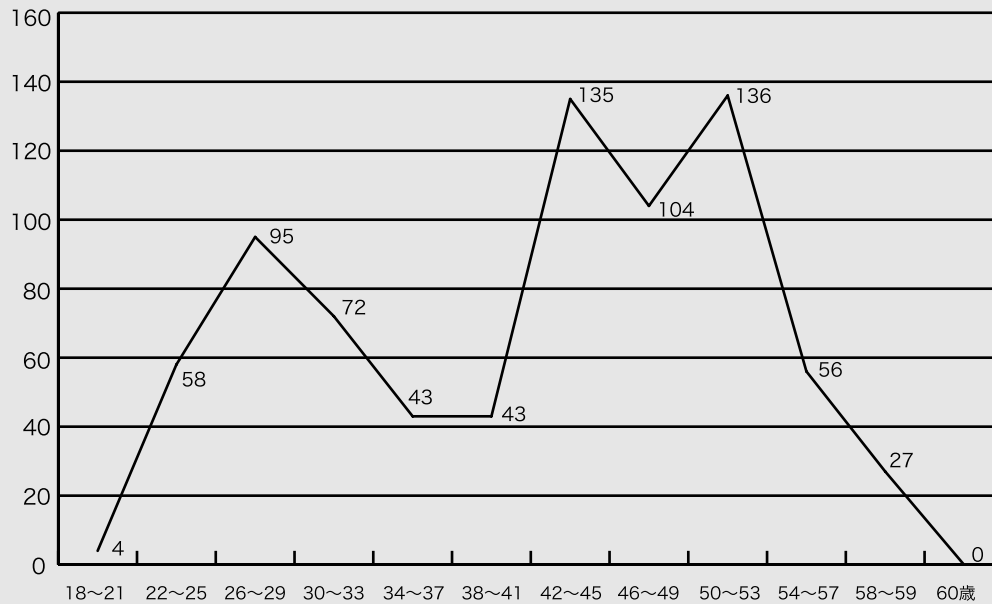
各年4月1日現在

職種	年	8	9	10	11	12
一般行政職		585	583	588	584	493
税務職		48	51	47	53	54
薬剤師・医療技術職		7	8	8	8	8
看護・保健職		19	19	19	19	18
福祉職		—	—	—	—	85
技能労務職		110	107	105	99	95
幼稚園教育職		20	20	20	20	19
その他教育職		1	1	1	1	1
合計		790	789	788	784	773
人口1000人当たり職員数		8.46	8.40	8.35	8.30	8.15

※福祉職については平成12年度新設。11年度まで一般行政職で計上していたもの。

年齢階層別職員数

平成12年4月1日現在



●定員適正化計画における職員数の推移

計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
789人	778人	767人	758人	749人	739人

※各年4月1日現在の職員数、11年度は平成12年1月1日の職員数

※職員数に教育長を含む

●電算処理業務の現況（23課146業務）

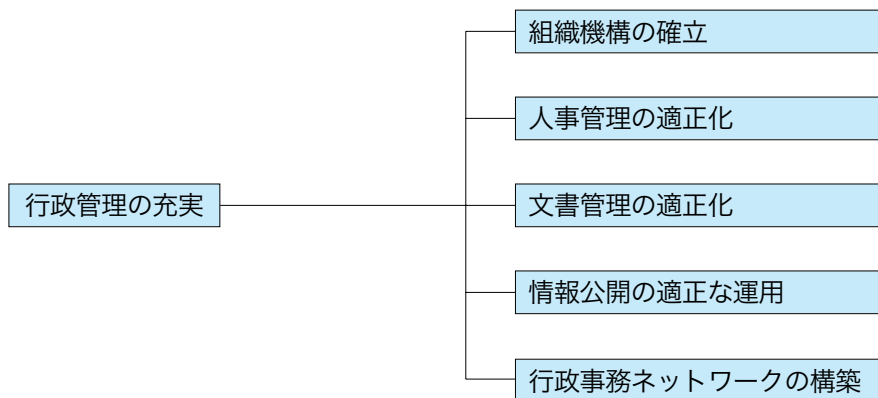
平成12年4月1日現在

課名	件数	電算処理内容
職員課	1	職員給与
管財課	1	契約管理
財政課	5	予算編成、財務会計、決算統計、公債管理
資産税課	11	名寄帳台帳管理、課標計算、家屋評価等
市民税課	14	住民税、軽自動車税、農業所得、法人市民税
収税課	18	収納消込、口座管理、OCR等
市民課	13	住民記録、印鑑、外国人、戸籍等
本納支所	4	住民記録、印鑑、外国人等
国保年金課	23	年金関係、国保関係
環境保全課	2	畜犬管理、リサイクル事業報奨金計算
社会福祉課	4	障害福祉手当、生活保護
高齢者福祉課	11	介護保険、老人保健、60歳以上・独居名簿等
児童家庭課	6	児童手当、保育料、給食管理等
健康管理課	2	健康管理、外字管理
農政課	3	農家台帳、計画流通米等
農業集落排水課	2	分担金、公債管理
建築施設課	4	住宅料金等
下水道課	5	負担金、下水道人口統計、公債管理等
学校教育課	3	新入学児童通知・学齢簿、中学校入学通知
生涯学習課	4	成人式対象者名簿、3歳児家庭教育相談名簿
図書館	1	図書館情報
選挙管理委員会	8	20歳到達者名簿、各種選挙入場券等
農業委員会	1	農業行政支援

基本方針

1. 時代潮流の変化に対応できる組織の確立を目指します。
2. 少数精鋭主義を基本とした定員の適正化に努めるとともに、研修等の充実により職員の意欲、能力の向上を図ります。
3. 業務の多様化、複雑化に伴う文書量の増大に対処するとともに、公文書公開請求に迅速に対応できるように文書管理の改善に努めます。
4. 総合的な情報公開を推進し、行政に対する信頼を確保するとともに、市民の行政への参画を促進します。
5. 市民サービスの向上と事務処理の効率化を図るため、計画的な行政事務のOA化を推進し行政事務のネットワーク化を図ります。

◆施策体系



事業計画

■組織機構の確立

市民への分かりやすさ、安心して暮らせるまちづくり等の要請から、組織の簡素化、適正化を念頭に置き、社会の質的变化に伴う行政需要に対応できるよう組織の確立を図ります。

■人事管理の適正化

1. 定員モデル*、類似団体標準を基準としつつ、各課の事務事業を的確に把握して職員の適正配置に努めるとともに、非常勤職員の活用等により職員数の増加の抑制に努めます。
2. 業務遂行能力、企画・立案能力、効率的な行政運営を行うための経営感覚など、総合的な能力の向上を図るための研修体系を充実します。

■文書管理の適正化

電磁的情報を加えた公文書目録の作成を図り、適正文書管理に努めます。

■情報公開の適正な運用

公文書公開制度及び個人情報保護制度の利用促進を図るとともに、行政からの積極的な情報提供に努め、各種会議の公開を含めた総合的な情報公開制度の確立を図ります。

■行政事務ネットワークの構築

総合行政情報システムの整備を図るため、情報化基本計画に沿ったOA化の推進を図ります。

主要事業

- ・行政事務ネットワーク

計画行政の推進

現況と課題

■計画の策定

21世紀の豊かな茂原市を実現するため、その指針となる総合計画を積極的に推進していく必要があります。

また、総合計画を補完する部門別計画についても整備充実させ、諸施策の展開を図る必要があります。

■行政評価*システムの導入・運用

計画的な行政運営の推進にあたっては、事務事業の計画どおりの執行とその効果についての十分な検討を実施していく必要があります。

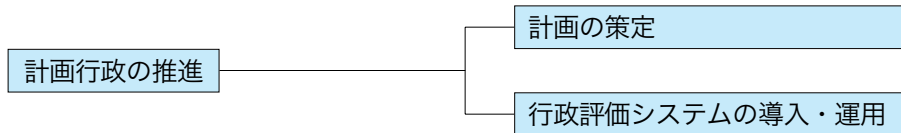
新たな総合計画の実施にあたっては、本市に適したシステムの導入を図り、また、これを実際に運用していく必要があります。

基本方針

1. 変化の激しい時代において、常に時代潮流を的確に把握し、市民ニーズを取り入れながら柔軟性のある計画行政の運営を図ります。

2. 総合計画の目標達成に向け、事務事業の計画的な執行に努めます。

◆施策体系



事業計画

■計画の策定

新たな総合計画にあわせ、部門別計画においてもこれと整合を図る観点から見直し等を実施し、一体的な推進体制の整備に努めます。

また、全ての計画において、現況評価を行いながら実体とかけ離れることのない計画行政に努めます。

■行政評価システムの導入・運用

新たな総合計画の実施にあたって行政評価システムを導入し、計画に対する評価と情報公開によりこれを明らかにすることで、行政の透明性を確保し、さらに今後の計画に反映させ、行政の効率化を図ります。

また、適切な進行管理により事務事業の的確な把握と総合的調整機能を発揮し、事務事業の計画的で着実な実施に努めます。

主要事業

- ・後期基本計画策定
- ・行政評価システムの導入

財政運営の推進

現況と課題

■財源の充実・強化

個人・法人市民税については、経済状況の影響を受けやすい税制度の中、課税客体的な把握と公平・適正な課税確保が必要です。

固定資産税については、公平・適正な課税確保のため年々増大し、また状況変化している課税客体的に把握することにより、評価の適正化、均衡化を図る必要があります。

税収確保については、低迷する経済状況を反映して年々滞納件数も増大し、納税環境は非常に厳しくなっており、納税者意識の高揚と徴収体制の充実が

必要です。

■計画的財政運営の確立

地方分権の進展による社会経済環境の変化に伴い、多様化する市民ニーズに対応するため、長期的展望に立った財政計画が必要です。

一方、懸案であった債務負担行為未払残高の解消に向け策定した、「債務負担行為償還計画」及び「土地開発公社経営健全化計画」の実施にあたっては、長期にわたり多額の財源が必要です。

基本方針

1. 市税の課税及び納税について、課税客体的に把握するとともに納税者意識の高揚と税制度の啓発等、さらに簡素で効率的な税務運営を図り、公平・適正な課税確保と税収確保に努めま

す。

2. 限られた財源を効果的に運用しながら、財政の弾力性を確保しつつ計画的な運営に努めます。

◆施策体系

財政運営の推進

財源の充実・強化

計画的財政運営の確立

事業計画

■財源の充実・強化

固定資産の課税客体的な把握に航空写真調査を実施するとともに、税務地図情報システムの導入を図ります。

また、市税の税収確保を図るため、税制度の広報等による納税者意識の醸成や高揚を推進するとともに、口座振替による納税の拡大と徴収体制の強化により収納の向上に努め、簡素で効率的な税務運営を

図るための環境の整備を図ります。

■計画的財政運営の確立

財政運営にあたっては、健全性を保ちながら適正かつ効率的な運営を図るという原則に立ち、計画的な執行に努めます。

また、財政計画については、債務負担行為償還計画及び土地開発公社経営健全化計画との整合を図る

とともに社会・経済の変化等新しい要素を取り入れながら、改訂をしていきます。

主要事業

- ・ 税務地図情報システム
- ・ 固定資産航空写真調査
- ・ 債務負担行為の解消



行政拠点の整備

現況と課題

■本納支所の整備

現在の本納支所は、昭和35年に建設され、施設の老朽化、狭隘化が進んでおり、行政サービスの向上を図るため、今後整備する必要があります。

■公共施設の計画的維持管理の推進

公共施設の整備については、これまで基本計画に基づき3か年実施計画に盛り込み、計画的に実施をしています。

しかしながら、今後の整備については、少子高齢化等により造るだけでなく、施設の延命化や有効利用が求められており、計画的で適切な維持管理に努める必要があります。

■国機関の集約

昭和61年に策定した中心市街地活性化計画に基づき、利用者の利便性の向上と土地の有効利用を図

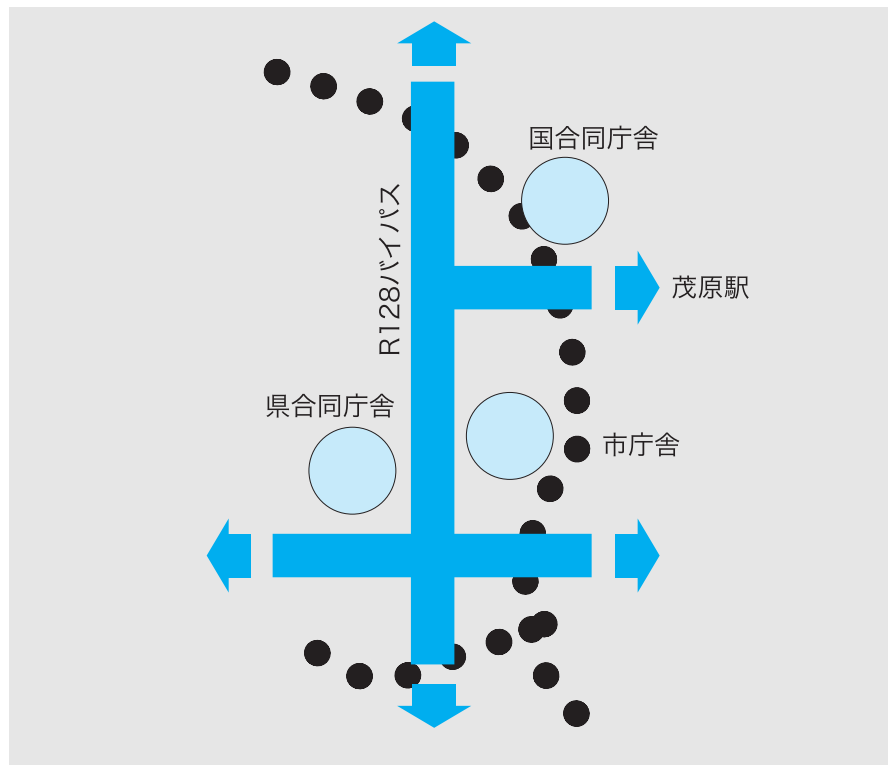
るため、市役所周辺を官庁街として位置づけ、その整備を進めてきました。平成3年9月には千葉県長生合同庁舎が業務を開始し、平成8年5月の市役所新庁舎の業務開始に続き、平成11年6月には国機関の集約として、茂原税務署と茂原公共職業安定所が入所する茂原地方合同庁舎第一期事業が完成し、業務を開始しています。

本市が自立拠点都市を目指してさらに発展していくために、市民の利便性はもとより周辺地域の利用者にとっても利便性の向上が図られるように、茂原地方合同庁舎第二期事業の整備を促進していく必要があります。

■旧庁舎周辺の整備

平成8年5月に新庁舎を新築・移転し、業務を開始しています。現在、旧庁舎跡地は暫定的な駐車場として利用していますが、今後、周辺敷地を含めた有効な土地利用の推進を図る必要があります。

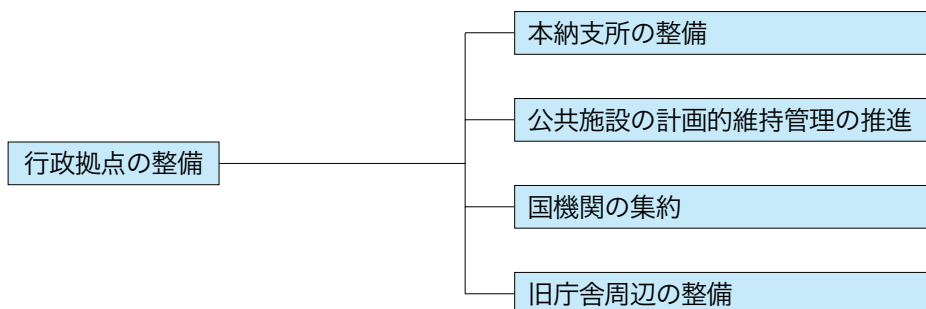
●行政機関集約のイメージ図



基本方針

1. 支所の整備を図り、市民の利便性向上とより良い行政サービスの提供に努めます。
2. これまで整備済の公共施設と今後整備される公共施設について、計画的な維持管理に努めます。
3. 市役所周辺官庁街の景観整備に努め、美しい街並みの形成を図るとともに、茂原地方合同庁舎第二期事業の整備を促進し、公務能率及び利便性の向上を図り、広域行政サービスにおける拠点的作用の向上に努めます。
4. 周辺環境に配慮した有効な土地利用を推進し、市民サービスの向上に努めます。

◆施策体系



事業計画

■本納支所の整備

支所を公民館との複合施設として整備を図ります。

方法務局茂原出張所・関東農政局千葉統計情報事務所茂原出張所・千葉食糧事務所茂原支所・茂原労働基準監督署の4機関について、建設促進を図るため、茂原地方合同庁舎第二期事業の早期整備を国に要望していきます。

■公共施設の計画的維持管理の推進

効率的な維持管理に努める必要から、整備済の公共施設の台帳を作成するとともに、維持修繕に必要な定期点検を行い、維持修繕管理計画を作成します。

■旧庁舎周辺の整備

駐車場不足の解消を含めた整備とともに、周辺施設との総合的な土地利用を検討します。

■国機関の集約

国の機関のうち、集約化の図られていない千葉地

主要事業

- ・ 本納支所の整備
- ・ 国機関の集約促進
- ・ 旧庁舎周辺の整備

時代潮流にあわせた行政の推進

現況と課題

■行政の文化化

本市における行政の文化化は、公共施設におけるモニュメントや彫刻作品の設置あるいは、橋梁整備における欄干づくり等一部では実施していますが、行政全般にわたっての文化化には至っていません。

市民生活に潤いとやすらぎをもたらし、豊かな暮らしを育むためにも経済性や効率性の追求だけでなく、美観や遊び心のある施設の設置や心の通った行政施策の推進を図っていくことが必要です。

■ボランティア活動等の促進

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動は、直接的・主体的なまちづくりへの参加の機会を提供し、市民意識の高揚と個々の自立した人格形成、生きがいづくり等の観点から非常に有益な活動であり、新たな社会の担い手として期待が高まっています。

平成10年12月には「特定非営利活動促進法（NPO法）*」が施行され、広くボランティア団体や市民活動団体の法人格の取得が可能となりました。

このため、様々な支援策が必要であり、活動の広がり、活発化するためにも新たな社会システムづくりが重要となっています。

また、社会情勢の変化に伴い、市民のライフスタイルや志向も多様化・高度化するなど、ボランティア活動等が福祉分野のみならず、環境・教育・国際交流・まちづくり等多様な分野で活動がされていることから、幅広いボランティア活動への支援が必要となっています。

■官民協力体制の整備（PFI*等）

PFIとは道路や港など社会資本の整備・運営に民間のノウハウや資金を取り入れることで、効率化と質の向上を図るものです。英国では1980年代からの行政改革に取り入れられ効果を上げ、1999年には公共投資の10数パーセントがPFIで実施さ

れるに至っています。

PFIには、公共財政の改善に大きく貢献でき、当面の公共サービスの充実と財政再建を両立させる可能性が含まれていますが、日本の公共サービスは行政主導で実施することが前提とされ、様々な障害が存在しています。これを有効なものとするためには、①財務戦略上の明確な方向性を持つ②規制緩和を徹底する③官民協働で事業を立ち上げることが不可欠であるといわれています。わが国の公共サービスの仕組みは先進各国から大きく立ち遅れ、社会的コストを総体的に引き上げています。

現状を改善するため、PFI等の活用によりともに築くまちづくりが今後の大きな課題としてクローズアップされています。

■行財政改革の推進

平成8年10月に、改革改善100項目、計画期間を平成10年度までとする行財政改革大綱を公表し、給与関係や維持管理関係費など経常経費の削減等第1次行財政改革の推進に努めてきました。

引き続き社会経済情勢の変化や価値観の多様化などへの対応、また、地方分権に伴う行政体質のさらなる強化と創意工夫の必要から、平成11年度において、第2次実施計画の策定のため、計画策定作業グループによる検討を重ね、平成12年7月に、平成14年度までを計画期間とする改革改善43項目からなる実施計画を公表しました。

■地方分権の推進

地方分権一括法の施行により、これまでの全国的な統一性や公平性を重視する中央集権的行政システムから、市民や地域の視点に立った「多様と分権」の行政システムに変革されました。

今後、地方分権の進展により、行政サービスに対する地域住民の要望の多様化する中で地域住民が自主的な選択による行政サービスの決定、自治体の自己決定権の拡充と自己責任の拡大、市民と行政との

協調のまちづくり、都市間格差問題等が分権社会における新たな行政課題となっています。

基本方針

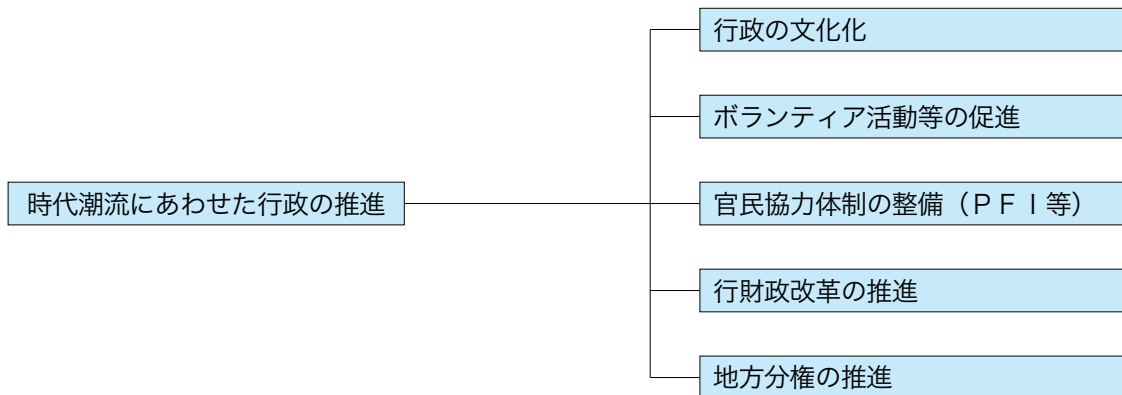
1. 豊かな市民生活を築き、地域の特性を生かした個性的な茂原市を創造していくため、行政全般にわたり文化化を推進します。
2. 地域住民の要望にあった心豊かなまちづくりを目指し、自立したボランティア社会を築くため、ボランティア活動や市民が行う自由な社会貢献活動を支える社会基盤と環境整備に努めます。
3. 官民協働で豊かなまちづくりを目指します。
4. 時代の要請と本市を取り巻く厳しい状況を再認識し、地方新時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、引き続き行財政改革の推進に取り組み、最小費用最大効果の原

則を念頭において限られた財源と人的資源の有効活用を図ります。

5. 地方分権による個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、地方分権における新たな課題と動向に的確に対応し、分権型社会にふさわしい自立した自治体への転換を目指すことが必要です。

そのためには、地域の視点に立ち、市民・地域ニーズの把握と行政の政策形成能力と実現能力の向上を図るとともに、あわせて行政施策の効率的運営と財政基盤の強化等が必要なことから、広域行政をさらに推進します。

◆施策体系



事業計画

■行政の文化化

1. 行政の文化化に対する理解を深め、文化的視点に立った行政運営を実施するため職員の意識啓発に努めます。
2. 本市の魅力进行调查・再構築し、イメージカラー等の検討や市の木(つつじ)や花(コスモス)の普及・鳥の指定、案内標示の推進、道路や交差点、公園、公共施設等の愛称をつける運動などを推進します。

3. 歩道のカラー舗装や植樹、電線の地中化等を推進し、地域の特性を生かしながら、都市の美観形成を推進します。

4. 市庁舎をはじめとする公共施設の文化的利用を推進します。

■ボランティア活動等の促進

幅広いボランティア活動への支援と参加機会の充実を図るため、普及促進、情報提供、コーディネー

ト、活動サポート等様々な方策、支援体制の事業を展開します。

- (1) 総合的支援の「ボランティア活動等窓口」の設置。
- (2) 社会福祉協議会との連携強化、分野を問わない新たな中間支援団体の育成。
- (3) ボランティア活動等奨励、支援の制度づくり。
- (4) 活動の拠点づくり（支援センター、公共施設等利用推進）。

■官民協力体制の整備（PFI等）

PFIのシステム及びノウハウを調査・研究します。

■行財政改革の推進

最小経費最大効果の原則を念頭に簡素で効率的な

行財政運営を推進します。また平成12年度から平成14年度までの3か年について、ISO認証取得の検討等全般的な改善項目を盛り込んだ第2次行財政改革の推進を図ります。

■地方分権の推進

1. 市民の意見を積極的に行政に反映していくため、地域づくりにおける市民と行政のかかわりについて検討を行うとともに、市民の行政への参加機会の拡大を図っていきます。
2. 地域の視点に立った自己責任によるまちづくりを推進していくため、職員研修による意識改革を図るとともに、行政の政策形成能力と業務遂行能力の向上に努めます。

第4節 広域行政（連携）

【第1項】

広域行政（連携）の推進

現況と課題

■周辺自治体との協力推進

市民の日常生活圏は、生活様式の変化や行動範囲の拡大により市町村の枠を越えて広域化しています。

また、地方分権の推進や少子高齢化等著しい社会状況の変化により、地方公共団体は自らの体力づくりだけでなく、広域的な連携をも視野に入れた中での対応が求められています。

本市における広域行政は、既に昭和46年より長生郡市広域市町村圏組合を設立し、ごみ処理、し尿処理、上水道、消防、病院等の事業を共同で実施しています。

また、平成10年に茂原市と長南町及び長柄町の1市2町により火葬場・斎場を建設し、さらに、平成11年に介護保険に関する認定審査についても共同で実施しています。

今後ますます多様化する市民ニーズや急激な社会

変化に適切に対応するため、現在の長生郡市による連携はもとより、関係する市町村と相互に協力し、連携しながら広域行政を推進していく必要があります。

■地方拠点都市地域の整備

長生・山武地域は、平成6年9月に地方拠点都市地域の指定を、さらに平成8年3月には基本計画の承認を知事より受けました。

今後も引き続き、構成市町村が一体となり、地方拠点法の趣旨に基づき地域の魅力やすばらしさを内外に情報発信するとともに、恵まれた豊かな自然環境との調和を図りながら、都市基盤の整備や都市機能の充実・住宅地の整備・産業業務施設などの受け皿整備を推進することにより、「職・住・遊・学」の備わった自立都市圏の形成を図る必要があります。

●一部事務組合

平成12年4月1日現在

名称	設立年月日	構成市町村	共同処理事務
千葉県市町村総合事務組合	昭和30年11月1日	茂原市他30市、県下全町村及び59組合	住民交通災害共済事業、住民予防接種事故救済措置、職員の退職手当の支給、公務災害に関する業務他
九十九里地域水道企業団	昭和46年12月1日	茂原市他16市町村	水道用水供給事業
長生郡市広域市町村圏組合	昭和46年4月1日	長生郡市7市町村	市町村圏計画の策定、ごみ処理、消防、伝染病隔離病舎、農業者研修センターの運営、水道事業、保健センターの運営、し尿処理、共同研修、視聴覚教材センター、病院事業、火葬場・斎場（一宮町、陸沢町、長生村及び白子町を除く）、長生郡市温水センター
千葉県自治センター	昭和49年2月14日	県下全市町村	市町村職員の共同研修、自治人材センターの運営、自治情報センターの運営、市町村職員採用試験、市町村経営の研究機関

基本方針

1. 社会の大きな変化と市民ニーズに対する的確な対応を図るため、広域行政の必要性について議論を重ねながら新たな展開と、効率的な行政サービスを基に、有機的な連携を図りながら推進していきます。
2. 「21世紀の国土のグランドデザイン」、「第5次首都圏基本計画」や「千葉県長期ビジョン」などの上位計画を踏まえ、今後とも地域の中心都市として、関係市町村との交流や連携を図りながら、自立都市圏の形成に努めます。

◆ 施策体系

広域行政（連携）の推進

周辺自治体との協力推進

地方拠点都市地域の整備

事業計画

■ 周辺自治体との協力推進

1. 個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するには、少子高齢化・国際化・住民ニーズの多様化等に的確に対応するため行財政の効率化、財政基盤の強化等が必要であり、広域行政のさらなる推進と市町村合併を視野に入れ、検討を進めます。
2. 都市基盤や交通体系など圏域を越えた新たな課題の発生に対し、関係市町村との機能分担を明確にし、連携を図りながら合理的、効果的な広域行政を推進します。
3. 従来の枠組みにこだわることなく、公共施設の

共同使用や住民票発行等の広域化等新しい時代に適合した行政サービスの展開に努めます。

■ 地方拠点都市地域の整備

「職・住・遊・学」の備わった自立都市圏の形成を目指し、構成市町村と連携を図りながら基本計画に基づき、地域の魅力やすばらしさを内外に情報発信するなど、地域情報化を推進するとともに、恵まれた豊かな自然環境との調和を図りながら、都市基盤の整備や都市機能の充実、住宅地の整備、産業業務施設などの受け皿整備を推進します。

